

監 第 5 9 号
平成31年 4 月 25 日
(監 理 課 扱 い)

関係団体の長 殿

鹿児島県土木部長

工事請負契約に係る最低制限価格について (通知)

平素より、本県の土木行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県が発注する工事請負契約に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしましたのでお知らせします。

貴下会員の皆様への周知について、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

- 1 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額 (K) に100分の108を乗じて得た額 (ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額) とする。

※ $K = A + B + C + D$

- A : 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- B : 共通仮設費の額に10分の 9 を乗じて得た額
- C : 現場管理費の額に10分の 9 を乗じて得た額
- D : 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 2 この通知は、平成31 (令和元) 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う工事及び製造についての請負契約から適用する。

— 問合せ先 —

鹿児島県土木部 監理課

入札・指導係 内園, 柗

TEL : 099-286-3508